

【広報資料】

平成29年の「不正行為」について

## 平成29年の「不正行為」について

入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。

平成29年に研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関の受入れ形態別、「不正行為」の種類別の状況及び具体例は次のとおりである。

なお、昨年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（「以下「技能実習法」という。）が施行されたが、本件「不正行為」の通知は、技能実習法施行前の旧制度に基づいて行ったものである。

## 1 受入れ形態別

## (1) 受入れ形態別「不正行為」機関数（表1）

平成29年に「不正行為」を通知した機関は213機関であり、受入れ形態別では、企業単独型が3機関（1.4%）、団体監理型が210機関（98.6%）である。団体監理型での受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が27機関（12.9%）、実習実施機関が183機関（87.1%）である。

平成28年の239機関と比較すると10.9%の減少、平成27年の273機関と比較すると22.0%の減少であり、2年連続で減少した。

（表1）受入れ形態別「不正行為」機関数

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型		2	0	0	0	3	2	3
団体 監理型	監理団体	14	9	20	23	32	35	27
	実習実施機関	168	188	210	218	238	202	183
計		184	197	230	241	273	239	213

## (2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知（表1）

平成24年から平成26年までの間に「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はなかったが、平成27年の3機関、平成28年の2機関に続き、平成29年は3機関に「不正行為」を通知した。

## (3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

## ① 監理団体の種類別「不正行為」機関数（表2）

平成29年に「不正行為」を通知した27機関のうち26機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体の種類別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
事業協同組合	31	33	26
農業協同組合	1	0	1
商工会	0	2	0
その他の団体	0	0	0
計	32	35	27

## ② 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数 (表3)

平成29年に「不正行為」を通知した183機関を業種別でみると、「繊維・衣服関係」が94機関(51.4%)と過半を占め、次いで、「農業・漁業関係」が39機関(21.3%)と続いており、この2業種で7割以上を占めている。

(表3) 団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
繊維・衣服関係	94	61	94
農業・漁業関係	67	67	39
食品製造関係	19	13	15
建設関係	20	38	14
機械・金属関係	10	14	9
その他	28	9	12
計	238	202	183

## 2 類型別

### (1) 類型別「不正行為」件数 (表4, 5)

平成29年に「不正行為」を通知した213機関について、類型別にみた通知件数は、299件であるところ(一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しないもの。),「賃金等の不払」が139件(46.5%)と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が73件(24.4%),「労働関係法令違反」が24件(8.0%)と続いている。

また、「賃金等の不払」を含む労働関係法令違反に関する「不正行為」は163件(54.5%)であり、これらが高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

※ 平成22年7月に技能実習法施行前の旧制度が施行されたが、平成22年の法改正前に行われた行為については、平成22年の法改正前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)」(以下「旧指針」という。)に基づき「不正行為」を通知し、技能実習法施行前の旧制度に行われた行為については、技能実習法施行前の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知している。

なお、平成26年以降、旧指針に基づき「不正行為」を通知した機関はない。

(表4) 類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	1	1	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	39	39	0	38	38	0	10	10
名義貸し	名義貸し	0	33	33	0	51	51	0	10	10
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	62	62	0	94	94	0	73	73
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	2	158	0	0	143	0	4	148
	旅券・在留カードの取上げ		9			16			2	
	賃金等の不払		138			121			139	
	人権を著しく侵害する行為		9			6			3	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	5	0	1	12	0	0	8
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」		5			11			8	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	24	24	0	23	23	0	18	18
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	35	35	0	13	13	0	24	24
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	3	3	0	1	1
	保証金の徴収等		4	4		4	4		3	3
	講習期間中の業務への従事		8	8		2	2		3	3
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
	計	0	370	370	0	383	383	0	299	299

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表8) までにおいても同じ。

(表5) 平成29年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数(上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	4	4
旅券・在留カードの取上げ	0	1	1	2
賃金等の不払	0	3	136	139
人権を著しく侵害する行為	0	0	3	3
偽変造文書等の行使・提供	0	22	51	73
保証金の徴収等	0	1	2	3
講習期間中の業務への従事	0	2	1	3
二重契約	0	0	1	1
技能実習計画との齟齬	0	3	7	10
名義貸し	3	1	6	10
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査, 相談体制構築等の不履行」	/	8	/	8
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	0	18	18
労働関係法令違反	0	0	24	24
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	0	1	1
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	3	41	255	299

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表6）

平成29年に「不正行為」を通知した3機関について、類型別にみた通知件数は、3件である。内訳は3件とも「名義貸し」である。

（表6）企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	0	0	0	3	3
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業		0	/	0	0	/	0	0	/	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	2	0	0	3	0	0	0
	旅券・在留カードの取上げ		0			1			0	
	賃金等の不払		2			1			0	
	人権を著しく侵害する行為		0			1			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	1	1	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	1	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
/	保証金の徴収等	/	0	0	/	1	1	/	0	0
/	雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	4	4	0	4	4	0	3	3

(3) 団体監理型での受入れ機関に係る類型別「不正行為」件数

① 監理団体に係る類型別「不正行為」件数（表7）

平成29年に「不正行為」を通知した27機関について、類型別にみた通知件数は、41件である。「偽変造文書等の行使・提供」が22件（53.7%）と最も多く、次いで、「監査，相談体制構築等の不履行」が8件（19.5%），「技能実習計画との齟齬」及び「賃金等の不払」がそれぞれ3件（7.3%）と続いている。

（表7）監理団体に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
		旧指針	上陸基 準省令	小計	旧指針	上陸基 準省令	小計	旧指針	上陸基 準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	6	6	0	3	3	0	3	3
名義貸し	名義貸し	0	1	1	0	4	4	0	1	1
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	26	26	0	26	26	0	22	22
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	11	0	0	10	0	0	4
	旅券・在留カードの取上げ		3			3			1	
	賃金等の不払		6			6			3	
	人権を著しく侵害する行為		2			1			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	5	0	/	11	0	/	8
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」		5			11			8	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	1	1	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	1	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	2	2	0	0	0
/	保証金の徴収等	/	2	2	/	1	1	/	1	1
/	講習期間中の業務への従事	/	1	1	/	1	1	/	2	2
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	53	53	0	59	59	0	41	41

② 実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表8）

平成29年に「不正行為」を通知した183機関について、類型別にみた通知件数は、255件である。「賃金等の不払」が136件（53.3%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が51件（20.0%）、「労働関係法令違反」が24件（9.4%）と続いている。

（表8）団体監理型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	1	1	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	33	33	0	35	35	0	7	7
名義貸し	名義貸し	0	32	32	0	47	47	0	6	6
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	36	36	0	68	68	0	51	51
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	2	145	0	0	130	0	4	144
	旅券・在留カードの取上げ		6			12			1	
	賃金等の不払		130			114			136	
	人権を著しく侵害する行為		7			4			3	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		△			△			△	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	23	23	0	22	22	0	18	18
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	33	33	0	13	13	0	24	24
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	1	1	0	1	1
△	保証金の徴収等	△	2	2	△	2	2	△	2	2
△	講習期間中の業務への従事	△	7	7	△	1	1	△	1	1
△	営利目的のあっせん行為	△	0	0	△	0	0	△	0	0
△	日誌等の作成等不履行	△	0	0	△	0	0	△	0	0
△	帰国時の報告不履行	△	0	0	△	0	0	△	0	0
計		0	313	313	0	320	320	0	255	255



### 3 「不正行為」の具体例

(1) 平成29年に「不正行為」を通知した件数の多かった類型の具体例は次のとおりである。

#### ○ 賃金等の不払

「賃金等の不払」とは、技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関が、技能実習生6名に対し、約2年1月間にわたり、最低賃金を下回る基本給を支払っていたほか、時間外労働に対する賃金を時給300円などに設定していたことが判明し、不払の総額は6名分を合わせて約2,100万円に達した。

#### ○ 偽変造文書等の行使・提供

「偽変造文書等の行使・提供」とは、外国人の研修・技能実習に係る「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に賃金の不払が判明した事案において、縫製業を営む実習実施機関（上記「賃金等の不払」と同一機関）が、技能実習生に対する賃金の不払を隠蔽する目的で、実際に支給した賃金とは異なる金額を記載した虚偽の内容の源泉徴収票を地方入国管理局に提出した。

#### ○ 労働関係法令違反

「労働関係法令違反」とは、技能実習の実施に関して、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があり、技能実習の適正な実施を妨げた場合である（「暴行・脅迫・監禁」、「賃金等の不払」及び「人権を著しく侵害する行為」に該当する行為を除く。）。

【事例】 監理団体からの報告により、溶接業を営む実習実施機関が、技能実習生に対して、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別条項の回数及び限度時間を超える違法な時間外労働を行わせ、最大で1か月165時間の時間外労働を行わせたことが判明した。

#### ○ 不法就労者の雇用等

「不法就労者の雇用等」とは、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合である。

【事例】 建設業を営む実習実施機関は、技能実習生の他に雇用していた不法残留中の外国人等に違法に就労させていたとして、警察及び地方入国管理局の摘発を受け、出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）により罰金30万円が確定した。

(2) これらのほか、次のような事例がある。

○ **技能実習計画との齟齬**

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への入国・在留諸申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例】 技能実習生が出国確認時に、帰国を強制されている旨訴えたことを端緒に、食品製造業を営む実習実施機関が、工場における「惣菜製造業」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、食堂において主に掃除や皿洗い等に從事させていたことが判明した。

○ **名義貸し**

「名義貸し」とは、地方入国管理局への申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させていた場合や当該他の機関において技能実習を実施していた場合であり、名義を貸した機関及び名義を借りた機関の双方がこの不正行為の対象になる。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関2機関が、「婦人子供服製造」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、一方の実習実施機関のミシン等の設備が不十分であることを理由として、3年以上の間、他方の実習実施機関において作業に従事させていたことが判明した。

○ **暴行・脅迫・監禁**

「暴行・脅迫・監禁」とは、技能実習生に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を受けていた支援者からの情報提供を端緒に、建設業を営む実習実施機関の従業員が、技能実習生に対して、「日本語を理解しない」等を理由に叩く、殴る、蹴る等の暴行を恒常的に行っていたことが判明した。

○ **人権を著しく侵害する行為**

「人権を著しく侵害する行為」とは、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った場合である。

【事例】 労働局からの通報を端緒に、食品加工業を営む実習実施機関が、タイムカードの打刻を忘れることに対し、1回当たり1,000円の罰金を技能実習生に課しており、総額で10万円以上の罰金を不当に控除していたことが判明した。